

## 第2部第1章

# 「東京の将来の医療 ～ランドデザイン～」の実現を 目指した外来医療の方向性

- 1 東京の将来の医療～ランドデザイン～
- 2 東京独自の外来医療の方向性

## 第2部

### 第1章 「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指した外来医療の方向性

#### 1 東京の将来の医療～グランドデザイン～

- 高齢化の進展、特に後期高齢者人口の増加により増大する医療需要に適切に応え、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていく必要があります。
- このため、東京都が平成28年7月に策定した東京都地域医療構想では、「東京の2025年の医療～グランドデザイン～」として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、その実現に向けた4つの基本目標を掲げています。

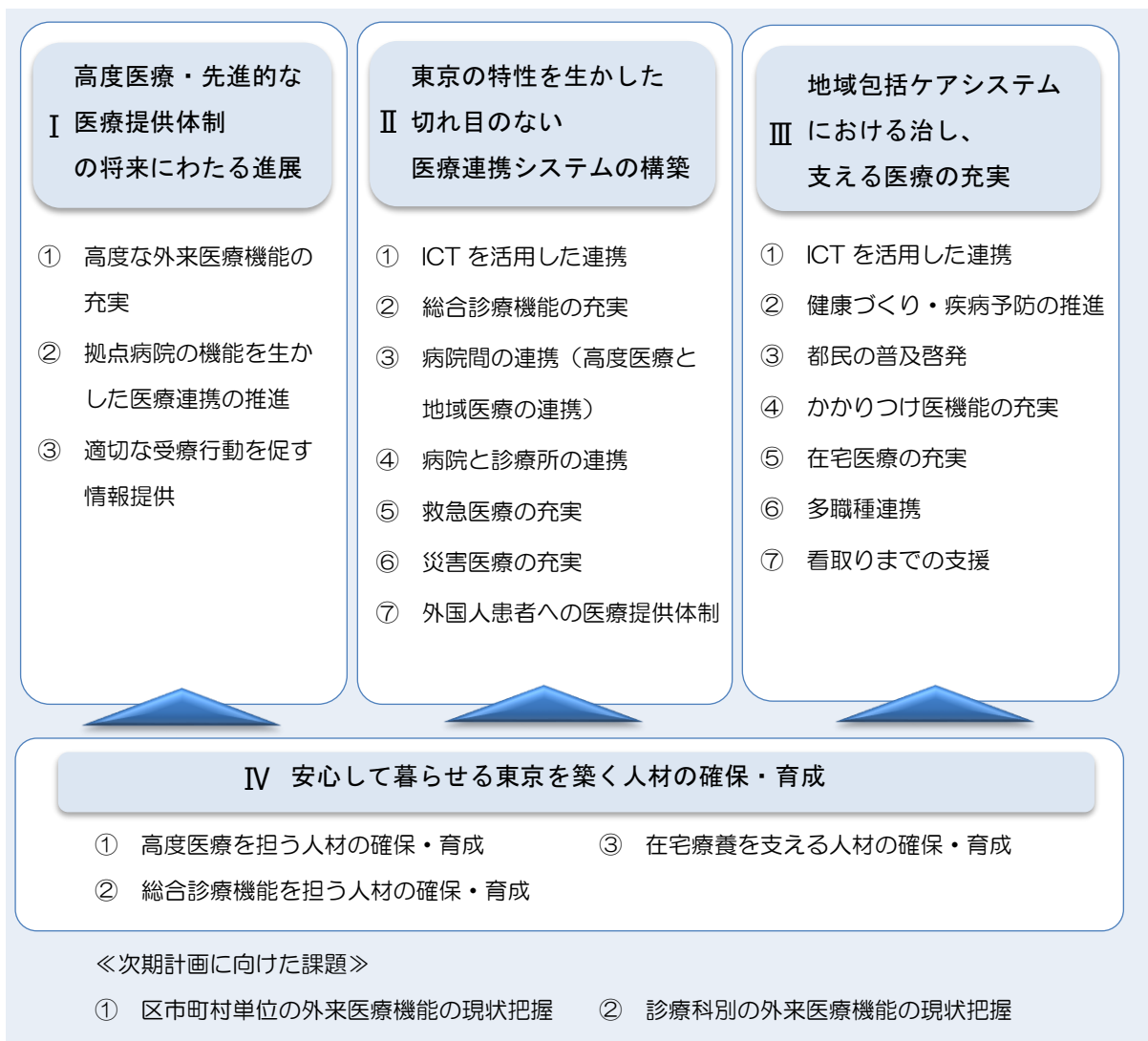
誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

#### 4つの基本目標

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展  
～大学病院等が集積する東京の「強み」を生かした、医療水準のさらなる向上～
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築  
～高度急性期から在宅療養に至るまで、東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進～
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実  
～誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立～
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成  
～医療水準の高度化に資する人材や高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現～

## 2 東京独自の外来医療の方向性

- 東京の外来医療の特徴を生かしながら、将来の医療需要の変化を見据えた計画と  
するため、東京都地域医療構想におけるグランドデザインの実現に向けた4つの基  
本目標ごとに、東京独自の外来医療の方向性を取りまとめました。
  
- 病院・診療所の外来医療全般について、ICTを活用した医療連携の取組に加え、  
在宅医療や総合診療機能、かかりつけ医機能といった地域包括ケアシステムの実現  
に向けて必要となる外来医療機能についても重点的に記載しています。
  
- 都民、行政、医療機関、医育機関、関係団体等が協力し合い、予防から治療、在  
宅療養に至るまでの外来医療機能を充実し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安  
心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。



## I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展

### 課題① 高度な外来医療機能の充実

都内に集積する特定機能病院等の専門性を生かした高度・先進的な外来医療体制の充実が必要

#### 取組の方向性

- ・特定機能病院等、全国から集まる症例を基に、希少がんや難病などに対する高度な外来医療の提供、開発及び評価並びに研修等を実施
- ・特定機能病院等は、それぞれの専門性を生かしながら、相互に連携することで、東京の医療ニーズ等を踏まえた外来医療提供体制を充実

### 課題② 拠点病院の機能を生かした医療連携の推進

拠点病院は専門的な医療を発揮し、ネットワークを形成するとともに、患者が状態に応じた治療を継続して受けられるよう体制を構築していくことが必要

#### 取組の方向性

- ・拠点病院は、がん医療、救命救急、小児・周産期医療、災害医療等、専門的な外来医療の提供、地域の病院や一般の診療所に対する研修等を実施
- ・医療機関は、拠点病院での治療後に、患者が住み慣れた地域や就労先付近で治療を継続できるよう、患者情報を共有化し、連携体制を強化
- ・都内医療機関・東京都医師会・東京都は、東京総合医療ネットワークや東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)により、相互に協働しながら、東京都全体におけるICTを活用した医療連携を充実していく。

### 課題③ 適切な受療行動を促す情報提供

都民が各医療機関の役割を理解し、適切な受療行動を取れるよう普及啓発を進めることが必要

#### 取組の方向性

- ・東京都は特定機能病院等及び拠点病院の医療機能について、リーフレットやホームページ等を活用して情報提供
- ・特定機能病院等及び拠点病院は、高度医療施設や拠点病院の機能について、東京都が作成するリーフレット等を活用して患者に情報提供し、適切な逆紹介を推進
- ・都民は、自らの病状に応じた通院の在り方について理解し、行動する。

## Ⅱ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

### 課題① ICTを活用した連携

初期診療から入院、転退院、地域での療養まで、安心して医療を受けられるよう、医療機関同士の連携を支援する仕組みが必要

#### 取組の方向性

- ・東京都医師会は、東京総合医療ネットワークの取組を促進し、都内医療機関に広く活用を促す。
- ・東京都は、東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)を着実に構築し、都内の医療機関間の連携を促進するとともに、遠隔画像診断などを推進
- ・都内医療機関・東京都医師会・東京都は、相互に協働しながら、東京都全体におけるICTを活用した医療連携を充実していく。

### 課題② 総合診療機能の充実

認知症をはじめ複数の疾患を抱えた患者が地域で安心して暮らせるよう、地域で生活する患者の医療ニーズに合わせた外来医療機能の充実が必要

#### 取組の方向性

- ・病院は、複数の疾患や合併症の診療を行う総合診療機能を充実
- ・診療所は、かかりつけ医として、専門とする診療に加えて、幅広い視野で様々な疾患等に対応する総合診療機能を充実
- ・医療機関は、地域の実情を踏まえ、かかりつけ医や総合診療医、複数の診療科が連携したチーム等、様々な形で地域の総合診療機能を充実させていく。
- ・医育機関・医療機関は、総合診療機能を担う医師の育成を推進
- ・東京都医師会・東京都は、総合診療機能を充実させる医療機関の取組みを支援
- ・地域の総合診療機能を担う病院や一般診療所と、大学病院等が連携し、地域で生活する患者の医療ニーズに合わせた外来医療機能を充実

### 課題③ 病院間の連携(高度医療と地域医療の連携)

患者の状態に応じた円滑な病院間の医療連携の推進が必要

#### 取組の方向性

- ・東京都は、東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)の機能を充実させることにより、円滑な転院を支援
- ・医療機関は、患者の状態に応じた円滑な転院に向けて、転退院部門の機能を強化
- ・医療機関は、患者が住み慣れた地域や就労先付近で継続的に必要な外来医療を受けられるよう連携を強化
- ・都民は、自らの病状に応じた通院の在り方について理解し、行動する。

### 課題④ 病院と診療所の連携

退院後に地域で円滑な在宅療養生活に移行できるよう、支援の充実が必要

#### 取組の方向性

- ・東京都は、東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)や地域医療連携システムの充実を図り、病院と一般の診療所の患者情報の共有を推進
- ・病院と一般診療所が連携し、住み慣れた地域や就労先付近で、患者の状態に応じて一貫して適切な医療を受けられるよう紹介・逆紹介を充実

### 課題⑤ 救急医療の充実

限られた資源を有効に活用し、救急患者をいつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた医療に確実かつ迅速につなげる取組が必要

#### 取組の方向性

- ・東京都は、三次救急、二次救急と初期救急医療機能の役割分担を明確化し、病院と診療所が協力しながら地域の救急医療体制を構築する取組を推進
- ・休日夜間急患センターや在宅当番医制度等初期救急を担う医療機関が機能を充実し、入院を必要としない患者の受入れを促進
- ・東京都は、#7119救急相談センターや#8000子供の健康相談室(小児救急相談)の周知をするとともに、効果的な利用を促し、救急医療機関等に対する都民の適切な救急医療の受療行動を普及啓発
- ・都民は、症状に応じた適切な救急医療の受療行動を理解し、行動する。

## 課題⑥ 災害医療の充実

災害拠点病院が中心となった地域ごとの特性に応じた災害医療体制の確保が必要

### 取組の方向性

- ・東京都は、災害発生時に、全ての医療機関を「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」及び「診療所等」のいずれかに区分し、医療機関の役割分担を明確化した災害医療体制を整備
- ・区市町村は、地域の医療機関との連携により、産科や人工透析医療など、災害時に特に支援が必要な患者が適切に医療につながるよう地域の実情に応じた体制を整備
- ・東京DMATは、災害現場において救命処置などを行うとともに、災害拠点病院等への搬送時の治療等を実施
- ・災害拠点病院は、災害発生時の傷病者の受け入れや、区市町村が設置する緊急医療救護所との連携など、地域の拠点として必要な医療救護活動を行う体制を整備
- ・診療所は、所在地域の区市町村の地域防災計画に沿って、災害時における自らの取組をあらかじめ検討し、緊急医療救護所への参集計画、自院の事業継続計画(BCP)の策定などを進める。
- ・都民は、緊急医療救護所の設置場所など地域防災計画を理解し、災害発生時に備える。

## 課題⑦ 外国人患者への医療提供体制

訪日外国人や在留外国人の増加を踏まえ、外国人患者が言葉や文化の隔てなく、症状に応じて安心して医療機関を受診できる環境整備が必要

### 取組の方向性

- ・東京都は、外国人患者受け入れ医療機関認証制度(JMIP)の取得や案内表示、ホームページの多言語化等院内体制の整備を行う医療機関を支援
- ・東京都は、未収金防止対策、宗教・文化の違いを踏まえた対応等に取り組む医療機関を研修等により支援
- ・医療機関は、対応可能な外国語の情報などを医療機関案内サービス「ひまわり」等を活用して積極的に周知
- ・東京都は、公共施設や宿泊施設等と連携し、外国人患者に医療情報を効果的に提供
- ・医療機関や宿泊施設、行政は、連携して外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう支援
- ・東京都は、国と連携し外国人旅行者への旅行保険の加入促進の働きかけを行う。

### Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

#### 課題① ICTを活用した連携

患者・家族が安心して住み慣れた地域で療養生活を継続できるよう、医療・介護関係者等、多職種の連携を支援する仕組みが必要

#### 取組の方向性

・東京都は、東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)を着実に構築するとともに、地域医療連携システムの充実を図り、病院、診療所、介護関係者が患者情報を共有し、円滑に連携できるよう支援  
・都内医療機関・介護関係者・東京都医師会・東京都は、相互に協働しながら、東京都全体におけるICTを活用した医療・介護連携を充実していく。

#### 課題② 健康づくり・疾病予防の推進

都民一人ひとりが生涯にわたり健やかな人生を送ることができるよう、健康づくりや疾病予防の推進が必要

#### 取組の方向性

・かかりつけ医機能を担う医療機関の医師は、学校医、予防接種等の公衆衛生活動や産業医・地域産業保健センターの活動、日常的な診療等を通じて、多職種と連携し、地域の住民や就労者の健康づくり、フレイル予防や疾病予防等を支援  
・区市町村・東京都は、がんや糖尿病などの疾病や予備群の早期発見を推進するため、がん検診や健康診査等の重要性を都民に普及啓発し、受診率を向上

#### 課題③ 都民への普及啓発

限られた医療資源を有効に活用するため、疾病予防や適切な受療行動を取ることの重要性を都民に啓発することが必要

#### 取組の方向性

・東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会は、日常的な診療や健康管理等に重要な役割を果たす、プライマリケアを担うかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師を持つことの重要性について都民への啓発を推進  
・東京都は、都民のニーズの高い、休日・夜間に受診可能な医療機関の情報を医療機関案内サービス「ひまわり」において分かりやすく広報し、都民の適切な受療行動を支援  
・東京都は、#7119救急相談センターや#8000子供の健康相談室(小児救急相談)の周知をするとともに、効果的な利用を促し、救急医療機関等に対する都民の適切な救急医療の受療行動を普及啓発



#### 課題④ かかりつけ医機能の充実

住民に最も身近で地域医療の第一線を担うかかりつけ医の機能の充実が必要

##### 取組の方向性

- ・かかりつけ医機能を担う医療機関は、専門とする診療に加えて、幅広い視野で様々な疾患等に対応する総合診療機能を充実
- ・医療機関は、他の医療機関と協働して、休日・夜間等においても、オンコール対応などにより、相談や診療に応じられる体制を構築
- ・東京都医師会・東京都は、総合診療機能を充実させる医療機関の取組を支援
- ・東京都医師会・東京都は、都民がかかりつけ医の役割を認識し、適切な受療行動につながるよう普及啓発を促進

#### 課題⑤ 在宅医療の充実

定期的な訪問、病状の急変時における往診、疾患・重症度に応じた治療等患者の状態に応じたきめ細かな対応が可能な在宅医療提供体制の整備が必要

##### 取組の方向性

- ・区市町村・東京都医師会・東京都が協働し、各地域の実情に応じた様々な在宅医療が提供できる環境を整備
- ・東京都医師会・東京都は、医療関係者が患者の多様なニーズに対応できるよう、東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)等のICTツールを活用を促し、医療介護連携を強化

#### 課題⑥ 多職種連携

在宅療養患者がいつでも必要な支援を受けられる体制が必要

##### 取組の方向性

- ・区市町村・東京都医師会・東京都は、地域のかかりつけ医、訪問看護ステーション、介護サービスや地域のリハビリ資源等による連携を強化するよう東京都多職種連携ポータルサイト(仮称)や地域医療連携システム等の活用を促進
- ・東京都は、医療的ケアを要する子供(医療的ケア児)を含む、在宅医療を必要とする小児が適切な環境で在宅療養できるよう、在宅医の小児在宅医療への参入を促進

## 課題⑦ 看取りまでの支援

住み慣れた暮らしの場など、患者が望む場所での看取りを行うことができるよう支援が必要



### 取組の方向性

- ・都民は、もしものときのために、患者が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組であるACP(アドバンス・ケア・プランニング)の重要性をあらかじめ理解し、取り組む。
- ・かかりつけ医機能を担う医療機関など医療・介護関係者は、患者の状態に応じて、適切な情報提供と説明を行い、患者・家族の意思決定を支援
- ・区市町村・東京都医師会・東京都は、ACPの重要性について、リーフレットやホームページ等を活用して都民の理解を促進
- ・区市町村・東京都医師会・東京都は、自宅や施設などの患者が望む場所において看取りを行う、医療・看護・介護職員の対応力の向上を支援

#### IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

##### 課題① 高度医療を担う人材の確保・育成

一般の診療所や地域の病院では診断・治療が難しい疾病の診療を担う、高度な知識や技術を有する人材の確保・育成が必要

##### 取組の方向性

- ・特定機能病院等は、専攻医の育成や臨床研究の促進を通じて、希少がんや難病など一般の診療所や地域の病院では診断・治療が難しい疾病の診療を担う医療人材を確保・育成
- ・特定機能病院等は、認定看護師等、高度・専門化する医療への対応をはじめ、質の高い看護ケアを実践できる人材を確保・育成

##### 課題② 総合診療機能を担う人材の確保・育成

認知症をはじめ複数の疾患を抱えた患者が地域で安心して暮らせるよう、外来で総合的な診療を担う医療人材の確保・育成が必要

##### 取組の方向性

- ・医育機関や特定機能病院等は、幅広い視野で患者を総合的に診療する医療人材を確保・育成
- ・地域の病院及び診療所は、チームとして複数の疾患に対応し、患者を総合的に診療する総合診療機能を担う医療人材を確保・育成
- ・東京都は、地域医療支援ドクターや東京医師アカデミーを活用し、多摩・島しょ地域のニーズに応じて、地域で総合診療機能を担う医師を確保・育成

##### 課題③ 在宅療養を支える人材の確保・育成

在宅療養患者の安心した生活を支える医療・介護人材の確保・育成が必要

##### 取組の方向性

- ・東京都医師会・区市町村・東京都は、重症の患者への対応、24時間の対応、定期的な訪問や医療的ケアを要する子供など、患者の状態に応じた在宅療養生活を支援する医療・介護人材を確保・育成
- ・東京都医師会・区市町村・東京都は、ACPなどの意思決定や看取りまでの支援等、身体的、精神的、社会的に患者・家族をサポートできる医療・介護人材を確保・育成

## 次期計画に向けた課題(継続して検討)

### 課題① 区市町村単位の外来医療機能の現状把握

二次保健医療圏単位でなく区市町村単位での外来医療機能の現状把握が必要

#### 取組の方向性

- ・東京都及び東京都医師会は、地域の外来医療の状況を明らかにするために、二次保健医療圏単位ではなく区市町村単位等での病院及び診療所の外来医療に関する調査の実施を検討
- ・区市町村・東京都・東京都医師会等は、区市町村単位等での外来医療機能の状況などについて地域の関係者と継続的に協議

### 課題② 診療科別の外来医療機能の現状把握

都民が必要な医療を地域で受けられる体制の検討が必要

#### 取組の方向性

- ・東京都及び東京都医師会は、地域に不足する外来医療機能を把握するため、診療科別の病院・診療所の診療内容や規模、収益等の状況について、調査の実施を検討
- ・東京都及び東京都医師会は、地域で必要となる外来医療機能の種類や規模などについて地域の関係者と継続的に協議

## 第2部第2章

# 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進主体の役割

- (1) 行政
- (2) 医療提供施設
- (3) 保険者
- (4) 都民

### 2 計画策定後の継続的な取組

## 第2章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進主体の役割

- 外来医療の医療提供体制の充実に向けた、行政、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割を定めます。

#### (1) 行政

- 外来医療機能の充実及び地域医療構想の推進に向けた取組
  - ・ 保健所を設置する区市及び都保健所は、外来医療計画の内容を診療所の開設希望者に情報提供するなど、本計画に定める手続を着実に実施します。
  - ・ 都は、地域医療構想の実現に向けて、病院・診療所の機能分化、連携に向けて、必要な情報を提供するとともに、取組を実施します。また、地域医療構想調整会議での外来医療の医療提供体制の議論のために、必要となる情報を提供します。
  - ・ 区市町村は、地域の実情をきめ細かく把握し、都や地域の医療関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養含む地域の医療提供体制の確保を推進します。

#### (2) 医療提供施設

- 外来医療計画及び地域医療構想の正しい理解
  - ・ 外来医療計画及び地域医療構想の趣旨を理解し、その実現に向けて地域で必要となる医療体制の確保に努めます。

#### (3) 保険者

- 被保険者への普及啓発
  - ・ 被保険者の健康づくりと適正な受診の促進や、医療費適正化に向けて、実効性のある普及啓発を実施します。

#### (4) 都民

- サービスの受け手でなく「主体」としての自覚と積極的な参画
  - ・ 利用者である都民一人ひとりが、自らの健康に自覚と責任を持ち、健康づくりや介護予防に努めるとともに、病院と診療所の役割を正しく理解するなど、保健医療に係る情報を適切に取捨選択して、受診行動に反映させていきます。
  - ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ちつつ、日頃から、様々な保健医療情報を収集、活用し、適切に医療機関を受診します。

- 今後高齢化がますます進む中で、地域包括ケアシステムにおける「支え手」として、自助・互助の精神に基づき、どのような役割を果たすことができるのかについて都民一人ひとりが自ら考え、行動します。
- 都民一人ひとりが、過剰な情報に振り回されることなく、インターネットなどをはじめとする様々なツールを活用し、医療や保健の分野で自分にとって必要な情報を探し、選択していきます。

## 2 計画策定後の継続的な取組

- 区市町村単位、診療科別の外来医療機能の現状把握等については、計画策定後も、地域医療構想アドバイザーと協働しながら調査分析を進め、地域医療構想調整会議などで議論を重ね、対応を検討していきます。  
計画期間中であっても、必要に応じた見直しや変更を行うとともに、次期外来医療計画の策定・見直しに反映させていきます。

